

修繕請負契約約款

(総則)

第1条 請負者(以下「受注者」という。)は、別冊の図面及び仕様書に基づき、頭書の請負代金額をもって頭書の工期内に、頭書の修繕を完成しなければならない。

2 図面及び仕様書に明示されていないもの又は図面と仕様書の交互符合しないものがある場合には、注文者(以下「発注者」という。)と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、発注者又は監督員の指示に従うものとする。

(工程表)

第2条 受注者は、契約締結後7日以内に、図面及び仕様書に基づく工程表を作成して発注者に提出するものとする。

2 発注者は、工程表につき遅滞なくこれを審査し、不相当と認めるときは、受注者と協議するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、当該修繕を行い、注油、調整及び掃除その他臨機の処理により、常に運転状態に異常のないようにするものとする。

2 不時の事故に際しては、受注者は速やかに技術者を派遣して故障の排除に努めなければならない。

第4条 交換を必要とする部品については、発注者と受注者とが協議のうえ決定する。

第5条 受注者はこの契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 修繕目的物又は修繕現場に搬入した検査済み修繕材料は、これを第三者に売却若しくは貸与し又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

第6条 受注者は、修繕の全部または大部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

(下受注者の通知及び変更)

第7条 発注者は、受注者に対して下受注者につきその名称の他必要な事項の通知を求めることができる。

2 発注者は、修繕の施工につき著しく不相当と認められる下受注者があるときは、受注者に対してその変更を求めることができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、修繕の施工に特許権その他の第三者の権利となっている施工方法を使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施工方法を指定し、仕様書に特許権その他の第三者の権利の対象である

ことが明示されていないで、かつ、受注者がその存在を知っていなかった場合には、発注者は、受注者に対してその使用に関して要した費用を支払わなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、受注者の修繕の施工について、自己に代わって監督又は指示する監督員を選定することができる。

2 監督員は、他の条項に定めるもののほか、契約書、図面又は仕様書に定められた事項の範囲内において次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 修繕の施工に立会い又は必要な監督を行い若しくは受注者の現場代理人に対して指示を与えること。

(2) 図面に基づいて監督に必要な細部設計図若しくは原寸図等を作成し又は受注者の作成する細部設計図若しくは原寸図等を検査して承諾を与えること。

(3) 修繕材料又は工作物の検査又は試験を行うこと。

(現場代理人及び主任技術者)

第10条 受注者は、現場代理人及び修繕現場における修繕の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。

2 現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。

3 受注者又は現場代理人は、修繕現場に常駐し、監督員の監督又は指示に従い、修繕現場の取締及び修繕に関する一切の事項を処理しなければならない。

(現場代理人等に対する異議)

第11条 発注者又は監督員は、現場代理人、主任技術者、使用人又は労務者について、修繕の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その事由を明示してその交代を求めることができる。

(材料の品質及び検査)

第12条 修繕材料につき品質が明らかでないものについては、中等のものとする。

2 修繕材料については、使用前に監督員の検査を受け合格したものでなければこれを使用してはならない。

3 監督員は、受注者から前項の検査を求められたときは、直ちにこれに応じなければならない。

4 第2項の検査に直接必要な費用は受注者の負担とするものとする。

5 受注者は、検査の結果不合格と決定した修繕材料については、監督員の指示によりこれは遅滞なく引き取らなければならない。

6 受注者は、監督員の承諾を受けずに修繕現場に搬入した検査済み修繕材料を持ち出してはならない。

(材料の調合等)

第13条 受注者は、修繕材料のうち調合を要するものについては、監督員の立会いを得て調合したものでなければこれを使用してはならない。ただし、調合につき見本検査によることが適当と認められるものは、これによることができる。

- 2 受注者は、水中又は地下に埋設する修繕その他の完成後外面から明視することのできない修繕を施工するときは、監督員の立会いのうえ施工しなければならない。
- 3 監督員は、受注者から前項の立会い又は見本検査を求められたときは、直ちにこれに応じなければならない。

(仕様書不適合の場合の改造義務)

第14条 受注者は、修繕の施工が図面又は仕様書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、請求代金額の増額又は修繕の延長を請求することはできない。

(図面と修繕現場との不一致、条件の変更等)

第15条 受注者は、修繕の施工にあたり、図面の修繕現場との状態が一致しないとき、図面若しくは仕様書に誤謬若しくは脱漏があるとき又は地盤等につき予期することのできない状態が発見されたときは、直ちに書面をもって監督員にこれを通知しなければならない。

- 2 監督員は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、受注者に対して指示を与えなければならない。
- 3 前項の場合において、修繕内容、工期又は請負代金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 4 前項の場合において、受注者が発注者に対して協議を申し出て、10日以内にその協議がととのわない場合において、受注者は発注者に対して修繕の一時中止を申し出ることができる。

第16条 発注者は、必要がある場合には、修繕内容を変更し又は修繕の施工を一時中止し若しくは打ち切ることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

第17条 受注者は、天候不良等その責に帰することができない自由その他の正当な事由により工期内に修繕を完成することができないときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付して工期の延長を求めることができる。その延長日数は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額等の変更)

第18条 受注者は、天候の不良等工期内にインフレーションその他の予期することのできない異常な事由の発生により、請負代金額が著しく不適當になったときは、相手方に対して修繕現場の実情を参酌して請負代金額又は修繕内容の変更を求めることができる。

(臨機の措置)

第19条 受注者は、災害防止等のために特に必要と認められるときは、臨機の措置をと

らなければならない。この場合において受注者は、あらかじめ監督員の意見を求めなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において受注者は、そのとった措置につき遅滞なく監督員に通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他修繕の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 第1項及び前項の措置に要した経費のうち、発注者と受注者とが協議して請負代金額に含めることを不相当と認めた部分については、発注者がこれを負担するものとする。

(一般的損害)

第20条 修繕目的物の引渡前に、修繕目的物又は修繕材料について生じた損害その他修繕の施工に関して生じた損害は、受注者の負担とするものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰する事由による場合においては、この限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第21条 修繕の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、発注者の負担とするものとする。

- 2 騒音、振動、地下水の断絶等その修繕の施工に伴い避けることができない事由により第三者に損害が生じた場合において、その第三者に損害を賠償しなければならないときは、発注者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、修繕の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については受注者の負担とするものとする。
- 3 受注者が第三者に対して損害の賠償をする場合において、その損害の賠償が発注者の負担に係るときは、受注者は、あらかじめ発注者の同意を得るものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第22条 天災その他の不可抗力によって修繕の出来形部分(発注者が現実に出来形があったものとして確認したものをいう。以下同じ。)及び修繕現場に搬入した検査済み修繕材料に損害を生じたときは、受注者は、事実発生後遅滞なくその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 前項の損害のうち、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものと認めたものを除いた部分については、発注者がこれを負担するものとする。ただし、その損害額が請負代金額の10/100に相当する額に達しないときは、発注者はこれを負担しない。
- 3 発注者は、第1項の損害のほか、天災その他の不可抗力によって生じた取りかたづけに要する費用を負担するものとする。
- 4 第1項の損害額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

5 第2項の規定により発注者が損害を負担する場合においては、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除するものとする。

第23条 受注者は、修繕が完成したときは、その旨を書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から14日以内に検査を行い、検査に合格したときは、第24条の規定により請負代金の支払を完了すると同時にその引渡を受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、受注者は、遅滞なく補修又は改造して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、発注者が受注者から補修又は改造を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(請負代金の支払)

第24条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、適法の手続きに従って請負代金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

第25条 発注者は、修繕の未完成の部分においても、受注者の同意を得て、これを使用することができる。

2 発注者は、前項の場合において、その使用部分について保管の責を負わなければならない。

3 発注者は、第1項場合において、発注者の使用により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(部分払)

第26条 発注者があらかじめ可分部分として、引渡しを受けるべきことを指定した部分の修繕を完了したときは、受注者は、修繕完了部分に相応する契約代金相当額を第23条及び第24条の規定により請求することができる。

(修繕目的の所有権等)

第27条 性質上可分である修繕目的物について、発注者があらかじめ可分部分として引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定可分部分」という。)の施工が完了したときは、発注者は、その指定可分部分の引渡を、受注者は、その指定可分部分に対する請負代金相当額の支払を請求することができる。この場合においては、第24条の規定を準用するものとする。

(契約不適合責任)

第28条 発注者は、修繕物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、

発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 受注者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物品を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

5 前項の規定にかかわらず、発注者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

(履行遅滞の場合における損害金)

第29条 この責に帰する理由により工期内に修繕を完成することができない場合において、期限後に完成する見込のあるときは、発注者は、受注者から遅延利息を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の遅延利息の額は、請負代金額から出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責に帰する事由により第24条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(検査遅延の場合における損害金)

第30条 発注者が、その責に帰する事由により第23条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、第24条第2項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超過日数に応じ、前条第3項の遅延利息を支払わなければならない。

(発注者の任意解除権)

第31条 発注者は、修繕が完了するまでの間は、第32条又は第33条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。損害額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第32条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) 履行期限内又は履行期限経過後相当期間内に履行できる見込みがないと認められるとき。

(3) 修繕物品に契約不適合がある場合において、これによって、契約の目的が達成されないとき。

(4) 正当な理由がなく、第28条第1項に規定する履行の追完又は同条第2項に規定する代金の減額がされないとき。

(5) 契約の履行につき、不正な行為があったとき。

(6) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、発注者の職員の指示に従わないとき又はその職務を妨害したとき。

(7) 前各号のほか、この契約に違反したとき

(発注者の催告によらない解除権)

第33条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。

(2) この契約の履行の全部を完了することができないことが明らかであるとき。

(3) この契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部が履行不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 修繕物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らか

であるとき。

(7) 許可、免許、登録又は各種の資格が必要な修繕については、当該許可、免許、登録又は各種の資格が取消し又は抹消されたとき。

(8) 経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

(9) 第 37 条又は第 38 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 暴力団排除に関する特約条項第 2 条第 1 項各号に該当するとき。

(発注者の掲示による解除)

第 34 条 発注者は、第 32 条又は前条の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から 10 日を経過したときに生ずるものとする。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 35 条 第 32 条又は第 33 条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、この契約を解除することができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は受注者に、これにより生じた損害の賠償を請求することができ、また、受注者は請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 32 条又は第 33 条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(受注者の催告による解除権)

第 37 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 38 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の変更により、契約代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が、この契約に違反し、その違反により物品を修繕することが不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第39条 第37条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、この契約を解除することができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第40条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第31条、第37条又は第38条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(解除による物件の引取)

第41条 契約を解除した場合において、受注者は、貸与品、支給材料その他の物件があるときは、これを発注者に返還し、また、発注者が引渡を受けない物件があるときは、発注者と受注者とが協議して定めた期間内に、これを引取その他現状に復しななければならない。

2 前項の場合において、受注者が正当と認められる事由なしに一定の期間内に物件を引取らずその他現状に復さないときは、発注者は、受注者に代わってその物件を処分することができる。この場合において、受注者は、発注者の処分方法について異議の申立をすることができないとともに、これに要した費用を負担しなければならない。

(返還金 違約金等の相殺)

第42条 発注者は、受注者に対してこの契約に基づく返還金、違約金等の金銭債権を有するときは、これと受注者が発注者に対して、この契約又は他の契約に基づいて有する請負代金額の金銭債権と相殺することができる。

(契約外の事項)

第43条 この契約に定めない事項については、浦安市契約事務規則（平成8年規則第24号）の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

談合等に起因する契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約(以下「契約」という。)と一体をなす。

(談合その他不正行為に係る解除)

第2条 浦安市(以下「市」という。)は、契約の相手方がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、契約の相手方に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 契約の相手方(契約の相手方が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 契約の相手方が協同組合及び共同企業体(以下「協同組合等」という。)である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。

4 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 契約の相手方は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、市が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。契約の相手方が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合、その他市が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市は、市の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、契約の相手方に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、契約の相手方が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して市に支払わなければならない。契約の相手方が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

暴力団排除に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約(以下「契約」という。)と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 浦安市(以下「市」という。)は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(法人である場合には、その役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を、個人である場合には、その者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)若しくは暴力団密接関係者(暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。)であると認められるとき、又は暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に関し、その相手方が第1号から第5号までのいずれに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 前号に該当する場合のほか、契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を相手方とする下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に関し、解除を市から求められたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- 2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。
- 3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の相手方は、請負代

金額の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。
(関係機関への照会等)

第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 契約の相手方、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者(以下「下請事業者等」という。)が、暴力団又は暴力団員等から契約の適正な履行の妨害又は不当若しくは違法な要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

(遵守義務違反)

第5条 市は、契約の相手方が前条に違反した場合は、指名停止措置要綱の定めるところにより、指名停止の措置を行なう。契約の相手方の下請事業者等が報告を怠った場合も同様とする。